

【パンフレットの作成にあたって】

- ◆このパンフレットは、一般の消費者に食品を販売する事業者の方の参考資料として作成しました。食品表示を行う際、何に注意すべきかを確認するためにご利用ください。
(業務用食品の表示については、食品表示に関する相談窓口(→P26)へお問い合わせください。)
- ◆食品表示には、個別の食品に限って定められた表示事項や表示方法も多数あります。実際に食品表示を行う際には、このパンフレットだけでなく、必ず各法令の表示担当機関(→P26)にお問い合わせのうえ、その食品の表示に関する情報を入手するようにしてください。
- ◆このパンフレットは、令和7年2月1日時点の食品表示基準に基づき作成しています。実際の食品表示を行う際には、消費者庁HPなどで、最新の情報を確認してください。

目 次

●食品表示に関する法律について	1
●業者間取引の表示	1
●生鮮食品と加工食品の違い	2
●生鮮食品(農産物、畜産物、水産物)の表示	2
◆農産物の表示	3
◆玄米及び精米の表示	4
◆畜産物の表示	6
◆水産物の表示	7
●加工食品の表示	9
◆表示事項・表示方法が定められている食品	10
◆原材料名の表示	12
◆添加物の表示	12
◆食品関連事業者と製造者(加工者)が異なる場合の表示	13
◆原料原産地名の表示	15
◆原料原産地名の表示方法	16
◆特色のある原材料の表示	18
◆弁当の表示	19
●アレルギーの表示	20
●遺伝子組換え食品の表示	21
●栄養成分の量・熱量の表示	22
●機能性の表示ができる食品	23
●販売用の添加物の表示	24
●その他の法令に基づく表示	24
●米トレーサビリティ制度	25
●自主回収報告制度	25
●食品表示に関する相談窓口	26



「愛媛産には、愛がある。」 —愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ—

愛媛県の県名である「愛」の文字と生産者の慈しみが実ったものとして、県産農林水産物をとらえ、「愛がある」と表現しています。「愛」には、真心や人情とも言える暖かみ、そして愛媛そのものが含まれています。